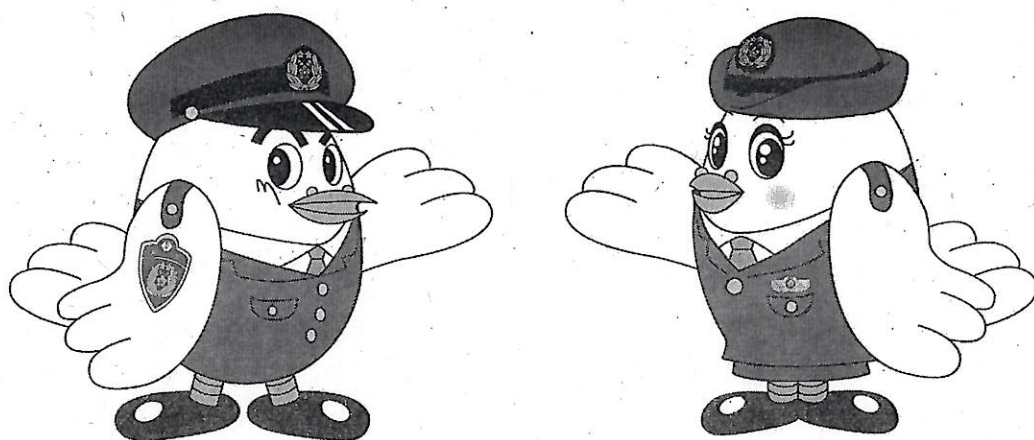


立哨指導活動要領



大宮東警察署

立哨指導活動要領



1 基本的な考え方

- (1) 立哨者自らの安全確保
- (2) 横断者の安全な横断確保

2 指導に当たる前に

- (1) 指導場所へは時間に余裕をもって行く
- (2) 積極的に挨拶を行い、子供たちとコミュニケーションをとる。
- (3) 子供たちの尊い命を守るという自覚を持ち、真剣に、かつ適切に誘導するように心掛ける。
- (4) 「立哨者がいるから大丈夫」という依存心を助長することなく、子供たちが自分の目で安全を確認し、安全な行動がとれるように指導する。
※ 前の人にあわててついていけない等指導する。

3 指導時の服装

- (1) 白色や黄色などよく目立つ色のものを着用する。（特に冬場や雨天時）
- (2) タイトスカートなど動きにくい服装は避ける。
- (3) 靴はその低いもので、ハイヒールやサンダルなどは避ける。
- (4) たすきやベストなどを着用し、立哨指導者であることを明らかにする。
- (5) 雨傘や日傘などは避け、レインコートや帽子などを着用する。

4 指導場所への交通手段

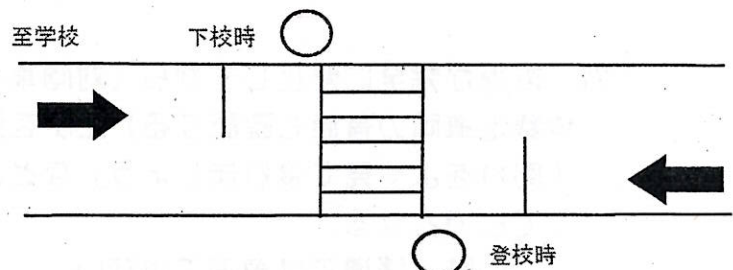
- (1) 指導場所付近にはなるべく歩いていく。
歩行、通行の妨げになるので、付近に車両や自転車を置かない。
- (2) 指導場所に到着したら、暴走車両など、とっさの危険時に身をかわすことができるよう退避場所をあらかじめ考えておく。

5 立つ場所

- (1) 歩道、車道の区別のある道路では、歩道上の車道側の端に立ち、歩道、車道の区別のない道路では、できるだけ道路の端に立つ。
絶対に車道には立たない。

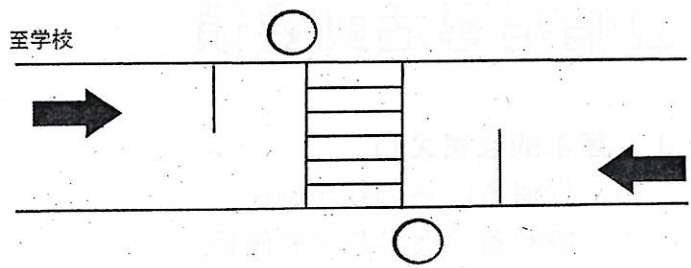
(2) 一人で立つ場合

登・下校時の子供の流れによって立つ位置を決める。



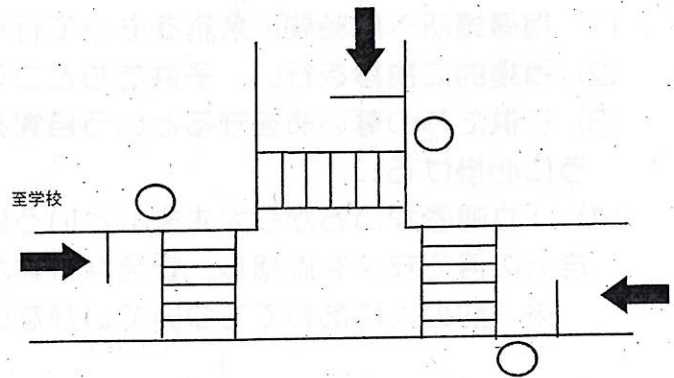
(3) 二人で立つ場合

単路の場合は、車両が横断歩道に接近する側に、対角線に立つ。



(4) 交差点に立つ場合

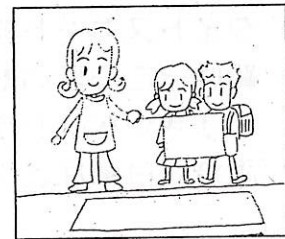
車両や歩行者の流れを見て、○印のいずれかに立つ。



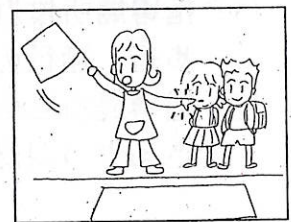
6 指導要領

(1) 信号機がある場合

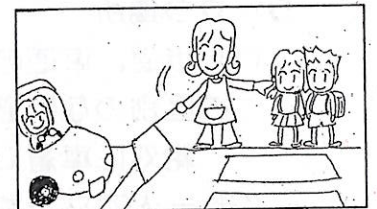
- ア 車道に向き、道路と平行に立つ。
- イ 左手に停止旗を持ち水平に出し、歩行者が道路に出るのを止める。
- ウ 車両の流れを見る。



- エ 信号が青になったら、停止旗を右手に持ちかえ、車道側の前方45度の高さに挙げ、車両が無い、もしくは停止したことを確認した後、水平に降ろす。
左手は左横に出し、歩行者の方に手のひらを向け、歩行者が道路に飛び出すのを制止する。



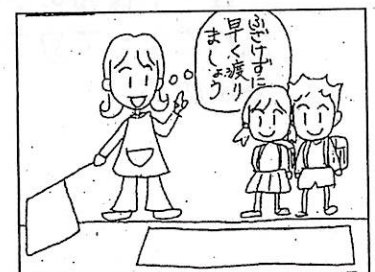
- オ 左折、右折の車両がある場合は、旗前で車両が完全に停止するまで、横断者が横断を始めないように左手で制止しておく。



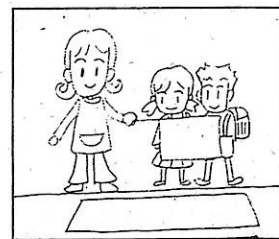
この場合、横断者に対して「まだ渡らないように」と声を掛けてもよい。

- カ 車両が完全に停止してから（対向車線の車両や暴走車両の有無も確認する）左手を降ろして、「周りをよく見て渡りましょう」など、声を掛けて横断させる。

この時、誘導者は車道に出ない。



キ 信号が黄色になったら（歩行者用信号機は青の点滅）停止旗を45度くらいの高さに挙げ、右手から左手に持ち替えながら左横に水平に出し、歩行者の横断を止める。

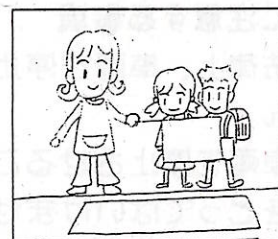


(2) 信号機のない場合

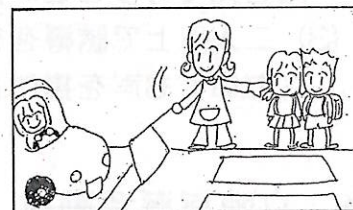
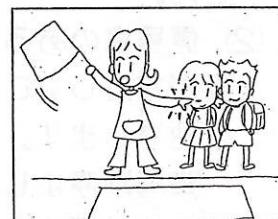
ア 車道に向き、道路と平行に立つ。

イ 左手に停止旗を持ち水平に出し、歩行者が道路に出のを止める。

ウ 車両の流れを見る。



エ 車両の流れに切れ目が見えたとき、停止旗を右手に持ちかえ、車道側の前方45度の高さに挙げ、車両がいない、もしくは停止したことを確信した後、水平に降ろす。

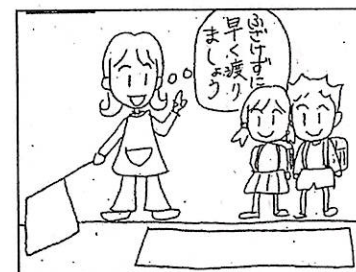


オ 車両が完全に停止してから（対向車線の車両や暴走車両の有無も確認する）左手を降ろして、「周りをよく見て渡りましょう」など、声を掛けて横断させる。

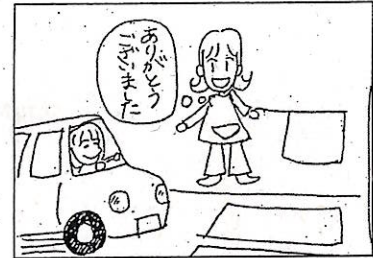
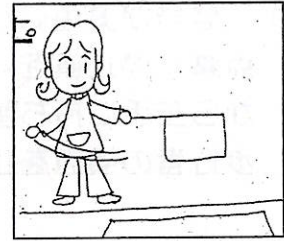
この時、誘導者は車道に出ない。



横断者と車両の両方に目を配り、車道に向けて道路に平行に立ち、停止旗を有効に利用する。



力 横断者が渡り終えたら停止旗をもどし、停止してくれた車両の運転者に対して協力に感謝する会釈をし、車両の進行を促す。



6 特に注意する事項

- (1) 法律上、車両を停止させる権限は警察官及び交通巡視員しか認められていません。

車両を停止させることは危険を伴うので、車両を止めて歩行者を誘導する方法をとってはいけません。

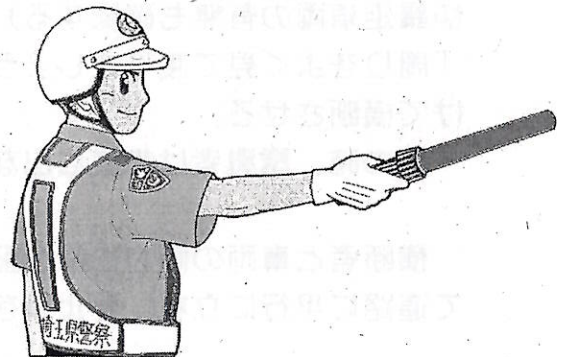
また、車道に出て歩行者の横断を誘導することも危険ですのでしてはいけません。

- (2) 信号機のあるところでは信号機の表示に従い、信号機のないところでは、車両が接近してこないこと、車両が停止してくれたことを確認してから歩行者等を誘導します。

車両が停止してくれたことの確認は、車両の動きだけでなく運転手の視線方向を見て行うことが重要です。(アイコンタクト)

- (3) 二人以上で誘導を行うときは、誘導を始める前によく打ち合わせをし、現場においても声を掛け合い意思の疎通をはかりながら誘導を行うことが重要です。

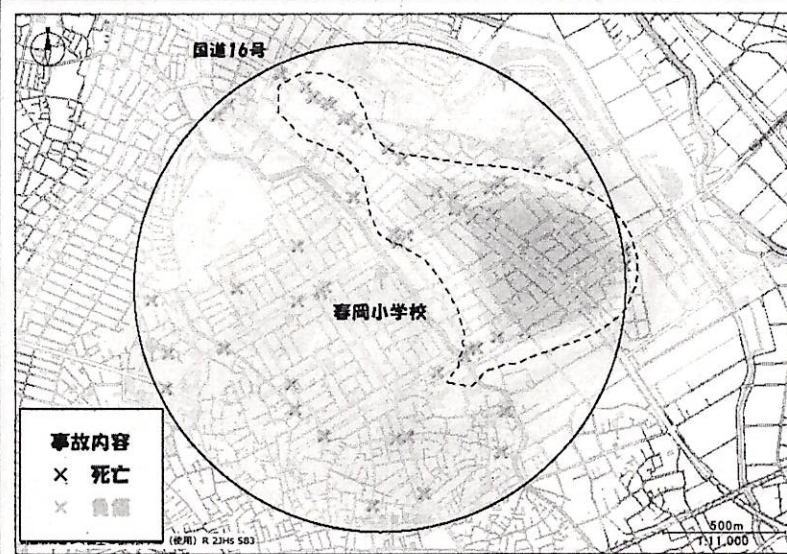
※ 立哨指導活動は、危険を伴う仕事だということを常に念頭において実施してください。



大宮東警察署



春岡小学校



交通安全4つの約束
1 みる 2 とまる
3 まつ 4 たしかめる



春岡小学校を中心にした、半径1キロ以内の交通事故
発生状況だワン！
過去5年間（平成31年から令和5年）で通学時間帯に
77件の人身事故が発生しているワン！
色の濃い所は交通事故の多発地点！車も自転車も歩行者
も注意が必要だワン！

